

安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

この実施要領は、安芸市が実施する安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託に関するプロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に参加しようとするもの（以下、「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

第2 業務の概要

（1）業務名

安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託

（2）業務の目的

本市では、少子化や若者の都市部への流出による人口減少が進む中、多様な就労ニーズに対応できる雇用の場を確保し、若者の地元定住を促進するため、企業誘致を重点的に行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多様で柔軟な働き方が求められており、全国各地でテレワークが急速に普及している。こうした状況を受け、都市部からの人の流れや、地方における魅力ある労働環境を創出するため、企業誘致を推進するとともに関係人口の拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

本業務は、他の自治体が行っている企業誘致事業とは差別化を図るために、本市の地域資源や地理的特色を生かした誘致戦略を策定するとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用することにより、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済及び地元産業の活性化を図ることを目的とする。

（3）業務内容

別途定める「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

（4）業務履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月24日（金）まで

第3 委託限度額

3,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は、当該年度の予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

第4 審査委員会の設置

別途定める「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、合計点が満点の6割以上を獲得した者のうち、最高得点を得た者を随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）として選定し、次点を獲得した者を次点者として選定する。

なお、合計を算出したときに同点の者があった場合は、別途定める「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」における別紙 審査項目の「2.提案内容の評価（1）提案内容における〈評価テーマ1～3〉」の合計点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額が低いほうを候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するということではなく、候補者と安芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第167条の6第1項第2号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、14日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて安芸市と交渉を行うことができるものとする。

第6 参加資格要件

参加者の資格要件は（1）～（10）の全てを満たす者とする。

- （1）参加申込書の提出時点において、市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （4）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- （5）法人格を有する団体であり、直近年度の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （7）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- （8）事業実施にあたり専任担当者を配置し、本市との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。
- （9）「別添仕様書3. 業務内容」の事業を実施できる事業者であること。
- （10）過去5年以内に、本業務における同種もしくは類似業務^{（※）}の契約実績を有する者であること。

（※）同種業務…企業誘致戦略の策定・改定に関する業務

類似業務…企業誘致戦略の策定・改定に関する業務、サテライトオフィス誘致支援計画の策定・改定に関する業務

第7 プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
プロポーザル募集開始	令和4年5月19日（木）
参加申込書受付期間	令和4年5月19日（木）から 令和4年5月31日（火）17：00まで
企画提案書及び関連書類の質疑受付期間	令和4年5月19日（木）から 令和4年5月26日（木）17：00まで
企画提案書及び関連書類の質疑への回答期限	令和4年5月30日（月）
参加資格結果通知	令和4年6月 6日（月）
企画提案書及び関連書類の提出期限	令和4年6月14日（火）17：00まで
審査委員会（プレゼンテーション）	令和4年6月22日（水）
審査結果通知	令和4年6月下旬
契約締結	令和4年6月29日（水）（予定）

※日時等に変更が生じた場合は、改めて通知する。

第8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者は、参加申込書（様式1）に資格要件の確認書類（様式2～3）を添えて申込みをすること。参加申込みに当たっての提出書類については次表のとおりとする。

【提出書類、様式及び提出部数等】

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
様式1	参加申込書	A4縦	1部
様式2	会社概要書	A4縦	1部
様式3-1、3-2	業務実績書	A4縦	8部

（1）参加申込書及び確認書類

①提出期限

令和4年5月31日（火）17：00必着

②提出方法

持参または郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

③提出先

〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1-4-40

安芸市企画調整課企画係 北村・中川 TEL：0887-35-1012

（2）参加資格結果の通知について

安芸市において、提出のあった参加申込書と確認書類により資格要件の確認が完了した後、確認結果を令和4年6月6日（月）までに参加者へ電子メール又は郵送にて通知する。

第9 質疑と回答

本業務または本プロポーザルに関する質疑がある場合は、次のとおり安芸市企画調整課企画係に質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和4年5月19日（木）～5月26日（木）17：00まで

(2) 質疑書の提出方法

別紙 質疑書（様式5）に記載し、電子メールに添付して提出すること。電話及び直接来庁による質疑には応じない。

電子メールアドレス：kikaku@city.aki.lg.jp

(3) 質疑への回答

質疑に対する回答は、令和4年5月30日（月）17時までに、安芸市ホームページの当該プロポーザルの欄に随時公開する。

第10 企画提案書等の作成要領

企画提案書の提出にあたっては、仕様書を熟読のうえ、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書等の提出

①提出期限

令和4年6月14日（火）17：00まで（必着）

②提出方法

持参または郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

③提出先

〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1-4-40

安芸市企画調整課企画係 北村・中川 TEL：0887-35-1012

(2) 提出書類

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、8部（正本1部、副本7部）と電子データを保存した電子媒体（CD-R）を提出すること。

審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を正本（1部）にのみ記載し、他の7部には社名等を表示しないこと。

番号	提出書類の名称	規格	枚数
①	企画提案書表紙	A4	1 枚
②	実施スケジュール	A4	自由
③	業務実施体制（様式5）	A4	自由
④	業務実施方針	A4	自由
⑤	評価テーマ1		
	評価テーマ2		
	評価テーマ3		
⑥	独自提案	A4	自由
⑦	見積書		

(3) 提出書類の作成方法

- ① A4縦片面（A3判の折り込み可）10枚以内（表紙除く）にまとめること。カラー可とし、使用文字は10.5ポイント以上、フォントは参加者の任意とする。
- ② 表紙を除いて、本文の各ページには、ページ番号をつけること。
- ③ ①～⑦は順番に重ね、1組ごとに左上一箇所をホチキス留めして提出すること。

(4) 企画提案書のポイント

仕様書の目的・業務内容等を踏まえ、以下の内容について記載する。なお、様式は自由とする。

① 企画提案書表紙

表紙をつけること。

② 実施スケジュール

令和4年7月の業務履行開始（予定）から令和5年3月24日までを想定したスケジュールについて、業務ごとに提案すること。

③ 業務実施体制

ア 業務を執行する上での管理責任体制、業務執行体制などについて、表またはフロー図等を用いてわかりやすく示すこと。表やフロー図等の中には、業務責任者や実務担当者の氏名を明記し、その役割分担について明らかにすること。

イ 実務にあたる関係担当者については、別紙 業務実施体制（様式5）に記載し、提出すること。

ウ 業務の一部を外注する予定の場合は、その業務、外注先（予定）について補記すること。

④ 実施方針

提案についての枠組み、基本的な考え方、アピールポイント等を簡潔に記載すること。

⑤ 評価テーマ

【評価テーマ①】 誘致活動に関する企業ニーズの動向及び本市が取り組むべき企業誘致の方向性について（本市の地域資源（課題）を整理・分析し、誘致すべき企業のイメージの具体化や次年度以降を見据えた誘致戦略の提案について）

【評価テーマ②】 本市の地域資源（課題）の発掘について（多面的な角度から地域資源（課題）を明確化させるため、取り組む予定の調査方法など）

【評価テーマ③】 企業誘致実現に向けた取組方法について（企業誘致の実現に向けて、貴社のノウハウを活用し、効果的となる誘致活動の具体的な方策の提案について）

⑥ 独自提案

他市町村の企業誘致事業と差別化を図るため、本市にとって有効となる独自提案があれば記載すること。

⑦ 見積書

見積書については、仕様書の業務内容や提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

本業務の終了後、安芸市が実施する企業誘致活動に関して、貴社が行うことができる支援がある場合には、項目と金額を参考資料として提示すること。

(5) 企画提案にあたっての留意事項

- ①企画提案書は1者1提案とする。
- ②企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ③企画提案書の分割提出は認めない。
- ④提出された企画提案書が次項に該当するときは無効になる場合がある。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提案方法等が本要領の規定に適合しないもの
- ⑤審査に当たり、追加書類の提出を求める場合がある。
- ⑥企画提案書の審査により委託契約の候補者として選定された後、内容を変更・調整する場合がある。

第11 審査委員会（プレゼンテーション）

- (1) 企画提案書について、別途定める「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会（プレゼンテーション）を実施する。

別途、「審査委員会（プレゼンテーション）開催通知書」を参加申込書に記載された連絡先に郵送する。

- ①実施日：令和4年6月22日（水）
- ②場 所：安芸市役所内（予定）
- ③実施方法：対面又はMicrosoft Teamsのオンラインによる
- ④所要時間：1者あたり35分以内（プレゼン20分、質疑15分）

第12 審査結果等

審査委員会（プレゼンテーション）開催後数日以内に、参加したすべての提案者へ審査結果を郵送により通知する。

第13 留意事項

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合及び提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を喪失する。
- (2) 参加申込及び企画提案に要する一切の経費は、参加する事業者の負担とする。
- (3) 提出書類受領後における書類の差し替え及び修正は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更及び修正についてはこの限りではない。
- (4) 選考結果による異議の申し立ては一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書の内容については、安芸市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には原則開示されることとなる。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、同条例第7条第1項第3号の規定により非開示の対象となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由について、情報公開を希望しない届出書（様式6）により提出するものとする。開示・非開示の判断については、別紙様式6に基づき行うものではなく、別紙様式6を参考にし、同条例に基づき安芸市が客観的に判断する。

- (6) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出するものとする。
- (7) 提出された書類については返却しないものとする。
- (8) 提出された書類については、必要に応じ複写（企画調整課企画係内及び審査委員会での使用に限る。）することがある。
- (9) 安芸市は、契約者以外の企画提案書の内容を、提案者の承諾なしには利用しない。

第14 事務局

〒784－8501 高知県安芸市矢ノ丸1-4-40

安芸市企画調整課企画係 北村・中川

TEL：0887 - 35 - 1012 FAX：0887-35-4445

電子メールアドレス：kikaku@city.aki.lg.jp